

【アメリカ】 クレジットカード規制法

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2009年5月22日、消費者保護を目指し、クレジットカード運用の規制を強化する連邦法が成立した。オバマ大統領や消費者保護団体は、現行のカード運用は不当であると非難していた。この法律は成立の日より9か月以内、2010年2月22日までに施行される。この法律に類似の内容のクレジットカードに関する連邦準備制度理事会(FRB)規則は2010年7月から施行される。

成立の経緯

今回成立した「クレジットカード説明責任、責務及び開示法(P.L.111-24)」は、カード会社が利率や遅延追徴金を不当に高く設定しており、その仕組みも複雑で消費者の誤解を招くものであるという現行制度を問題視して制定された。ホワイトハウスによる法律概況報告では、米国民は年間約150億ドルのカード関係の違約金を支払い、カードを持つ国民の約半数はカードの利用で赤字を抱えているとされている。法案は先に下院を通過したが、上院でカード会社への規制をさらに強化する修正がなされた。また同時に、国立公園、自然保護区等において、即座に発砲可能な状態の銃火器の持込みが州法の認める範囲内で認められる条項も追加された。今までは格納された状態か分解した状態の銃しか持込むことはできなかった。このように別の重要論点を含む条項が追加されたことで、法案成立自体が危ぶまれたが、上院案が最終的に成立した。

法律の内容

- ・カード限度額超過の場合の手数料を徴収する際、事前に消費者の同意を要件とする。
- ・新規カードの加入促進用の優遇金利は、少なくとも6か月間は有効とする。
- ・カード会社に対し、最低支払金額を超える支払いを、最高金利付の債務又はすべての債務と同等に適用させる。
- ・会計検査院(GAO)は、投資銀行によりカード会社へ支払われる手数料に関して調査を行い、議会に半年以内に結果を報告する。
- ・21歳未満の者へのカード発行を禁止する。支払能力が正当に認められる場合と、保証人がいる場合のみ可能とする。21歳未満の者のカード限度額引上げに際しては、保証人への事前の告知と、その承諾が必要とされる。
- ・60日を超える支払遅滞の場合以外は、カード会社による現存の口座の金利の引上げを禁止し、利率引上げの場合は45日前の通知を必要とする。加入促進の優遇金利の適用期限まではいかなる場合も、金利引上げを禁止する。
- ・ファイナンスフィーを算定する際、2か月の平均で口座残高が赤字の場合は、複合サイクル請求を禁止する。すなわち支払済みの債務に対する利子を徴収させない。
- ・アクティベーション（カード再発行時に取られるセキュリティプロセス等）が行われたカードに対しては、少なくとも1年は利子を固定する。